

制定 平成24年9月19日 原規防発第120919001号 原子力規制委員会決定

原子力災害対策特別措置法に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等を次のように定める。

平成24年9月19日

原子力規制委員会

原子力災害対策特別措置法に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づく原子力規制委員会の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準及び同法第6条の規定による標準処理期間は、別表のとおりとする。

附 則（平成24年9月19日）

この規程は、平成24年9月19日から施行する。

| 条文 | 内容 | 審査基準 | 標準処理期間 |
|---------------|-----------------|---|--------------|
| 第 1 1 条 第 5 項 | 放射線測定設備の性能に係る検査 | 基準は、原子力災害対策特別措置法施行規則第 1 1 条 第 3 項 に規定されている。 | 検査終了後 3 0 日間 |